

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください。

長野高教組 FAX ニュース	増刷りの上、職場のみならず 人に配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール naganokokyoso@educas.jp HP http://naganokokyoso.com/ FAX ニュースは、HP からダウンロードできます	2020年4月8日(水) No. 364 (20-02)

非常勤講師の皆さんにお知らせください

政府の「緊急事態宣言」を受け長野県においても、本日4月8日「感染対策強化期間に対応した県立学校の臨時休業の実施について」が発出されました。県立高校は4月10日(金)～24日(金)まで臨時休業となり、各学校では休業中の学習課題や生活・健康管理など生徒の休業中のサポート体制を整えることが求められています。

そうした中、ある分会から「教頭に非常勤の先生が呼び出されて『4月10日から臨時休業になるから、先生は来なくていい』と言われたが何とかならないか?」という相談がありました。高教組はすぐに高校教育課に対し、県が4月8日に発出した「通知」に基づいて対応するように申し入れを行いました。

2020年4月8日	
長野県教育委員会 教育長 原山隆一様	長野県高等学校教職員組合 執行委員長 細尾 俊彦
県立学校の臨時休業に関する緊急要請	
<p>本日4月8日、新型コロナ感染症対策として、県立学校が4月10日から4月24日まで臨時休業の実施を行うことが決定されました。生徒、保護者、教職員のいのちと健康を守るという観点から必要な決定であると考えます。また、通知の中の「4、非常勤講師等の業務体制の確保」に「学校の実情に応じ、非常勤講師の業務として、休業中の児童生徒の家庭学習課題の作成、点検等を担当してもらうなど働く場の確保を図る」と非常勤講師の賃金保障を示していただいたことに感謝申し上げます。そのうえで、以下の点について要請いたします。</p> <p style="text-align: center;">非常勤講師の賃金について</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 4月の初職員会での年間業務の打ち合わせ、教科会での授業等についての打ち合わせについては業務として賃金支払い対象と認めること。(2) 臨時休業中に予定されていた授業については、「児童生徒の家庭学習課題の作成、点検等を担当してもらうなど」の業務として認め賃金支払い対象とすること。(3) 学校の判断で職員が在宅勤務をすることになった場合は、非常勤講師についても在宅での勤務を賃金支払い対象とすること(4) すでに管理職が「休業中は賃金の支払いはできない」と明言している学校があるため、早急に学校長に「通知」の趣旨を周知し徹底すること。(5) 非常勤講師に対し、今後の見通しなどを丁寧に伝えるよう学校長に徹底すること。	

「通知」では「非常勤講師等の業務体制の確保」として「学校の実情に応じ、非常勤講師等の業務として、休業中の児童生徒の学習課題の作成、点検等を担当してもらうなど働く場の確保を図る」としています。通知の趣旨である「働く場を確保することが管理職の務め」の徹底を要請しました。このことを非常勤講師に伝え、困っている方がいれば分会で相談にのってください。